

海外在留邦人等向けワクチン接種事業におけるアストラゼネカ（AZ）製ワクチン及び2回目だけの接種の開始について

【ポイント】

●本年6月25日の領事メールでお知らせしましたとおり、海外在留邦人の一時帰国時の新型コロナ・ワクチン接種事業が開始されています。8月13日、アストラゼネカ（AZ）製ワクチンの日本国内使用が認められたことを受け、本事業の規定が一部改定となり、8月25日から、条件を満たす対象者だけの方に対し、アストラゼネカ（AZ）製ワクチンの接種も可能となりました。概要は以下のとおりです。

- 1 本事業の対象者のうち、以下（1）又は（2）の条件を満たす方は、成田空港及び羽田空港において、AZ製ワクチンの接種が可能です。
 - （1）既に居住地でAZ製ワクチンを1回接種している方で、居住地で2回目の接種を受けることに懸念等がある方（本事業で2回目の接種のみ受けることが可能です。なお、その際は既にAZ製ワクチンの1回目接種を終えており、必要な接種間隔を満たしていることを示す書類の提示が必要です。）
 - （2）アレルギー等により、mRNAワクチン（ファイザー製ワクチン）を接種できない方で、居住地でワクチン接種を受けることに懸念等がある方（基本的に本事業で1回目・2回目の双方の接種を受けることとなります。本事業で1回目接種のみを受けることはできません。）
- 2 本事業でAZ製ワクチンの接種を希望する方は、8月18日（水）正午（日本時間）以降、以下の特設サイトを通じて事前に接種予約をする必要があります。なお、現時点の案内ではAZ製ワクチンの接種は原則として毎週水曜に行われます。
<https://mar.s-kantan.jp/mofa-v-u/>
- 3 今回の改定では、既に居住地でファイザー製のワクチンを1回接種している方で、居住地で2回目の接種を受けることに懸念がある方も、本事業でファイザー製の2回目接種のみを受けることが可能となりました。特段の事情がない限り、本事業での2回目の接種は1回目と同一メーカーのワクチンを接種することとなります。ただし、居住地において日本で薬事承認されていないワクチンを1回接種済みであるなどの理由により、本事業で2回目に異なるメーカーのワクチンを接種することを希望する場合には、ご自身の判断により医師とご相談の上で接種することが認められます。なお、その場合で

も、予診の結果、異なるメーカーのワクチン接種が認められない可能性もありますので、ご了承ください。

4 接種証明書の発行は、基本的に本事業を利用して2回の接種を行った場合が対象となりますが、本事業を利用して2回目接種のみ受けた場合についても、「1回分接種を受けた」ことを証明する接種証明書が発行されます。本事業で1回目接種のみ受けることはできないため、1回目接種のみ受ける方に対しては接種証明書は発行されません。

5 詳細は以下の外務省ホームページをご確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

(問い合わせ先)

在アルジェリア日本国大使館

住所：1, Chemin Al Bakri, Ben Aknoun, 16028 Alger

電話：+213 (0)23 37 55 11 FAX：+213 (0)23 37 54 97

メール：eal-mm@al.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>